

楽しい保育園生活を送るために

ご家庭で心がけて頂きたいこと

*乳児や幼児にとって親子の関係は最も大切です。ご家族の方がお休みの時は、お子さまと一緒に過ごす時間を持ちましょう。心の安定感があるからこそ、健やかに育っていきます。親子で、スキンシップを取ることで優しい心と生きる力の基礎が培われます。

*朝食を食べて登園しましょう。一日の活動のエネルギーになります。

*早寝早起きでお子さまの生活リズムを整えましょう。

*大人の生活リズムに合わせない。乳幼児の体の負担になるだけです。

1. 登園、降園について

- 欠席、登園が遅くなる場合（9時30分までに）、延長保育になる場合は必ず連絡をください。
- 早退する場合も送迎時に職員にお話ください。
- お迎えがご両親でない場合、いつもと違う場合、必ずお迎えの方のお名前をお知らせください。（園児の面識のある方をお願いいたします。）
- **送迎時の事故・ケガはお家の方の責任となります。**車の乗り降りは、お子さまから絶対に目を離さないようにしてください。（保育園では責任を負いかねます。）
- チャイルドシートの利用は法律で義務付けられています。
- 園舎内、園庭、駐車場では禁煙をお守りください。

2. 保育園とご家庭との連絡について

- お子さまの一日の様子は連絡帳、又は送迎時に保育士よりお話いたします。
- 園だより、各クラスのおたより、社協だより、給食だよりを発行しています。緊急の連絡などは各クラスのお知らせを使用してお知らせいたします。
- ***写真等の掲載等について事情のある方は前もってお申し出ください。**
- 保育園内での物品のやりとりは禁止します。（写真・お土産・お菓子など）

3. 健康について

- 熱が38.0℃以上ある場合は、ご連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。
- 西山保育園では病中・病後の保育は行なっておりません。体調不良のお子さまはお預かりいたしませんのであらかじめご了承ください。
また、個人に関する健康管理をご家庭のように細かくすることは、保育園では限りがございます。ご家庭でお子さまの体の様子に変わったことがございましたら、ご連絡ください。
- 当園では、保護者が到着するまで、注意深く容態を見ながら静養させますが、容態が急変した場合、救急車で対応する場合があることをご了承ください。
- 緊急時の連絡先は正しく生活調査表にご記入願います。また、当日、連絡先が変わる場合は登園時に職員へお知らせください。
- 0・1歳児のお子さまは、登園前に一度検温をし、その体温を連絡ノートに記入して、保育園にお知らせください。
- 保育園では毎朝、保育士による園児の健康観察を行なっております。子どもたちは手洗いの後、こまめに消毒を行なっておりますが、流行性の疾患につきましては、瞬く間に流行する場合があります。このような場合、各クラスのボードで保育園での状況をお知らせしております。
- 登園してから発熱、咳、下痢、嘔吐などで症状が思わしくない場合はご連絡いたします。なるべく早めに医師の診察を受けることをお勧めします。
- 感染症の場合は、保育園に必ず病名の連絡をお願いいたします。医師の指示に従い、医師からの登園許可がでるまで静養させましょう。
- そのほか、身体面、精神面で心配な場合は登園時に職員にお知らせください。

4. ケガについて

- 当園では、ケガのないように常に職員が気を配っておりますが、日々の生活の中で、体を使い遊ぶ子どもたちは、ケガをすることもある、ということをご理解ください。
- 親子遠足など、他施設で保護者が監督しなければならない時に事故が発生した場合は保護者の責任となります。（施設破損、物品破損についても同じです。）ご了承ください。

5. 災害発生時の対応（火事・噴火・地震・水害・土砂崩れ等）

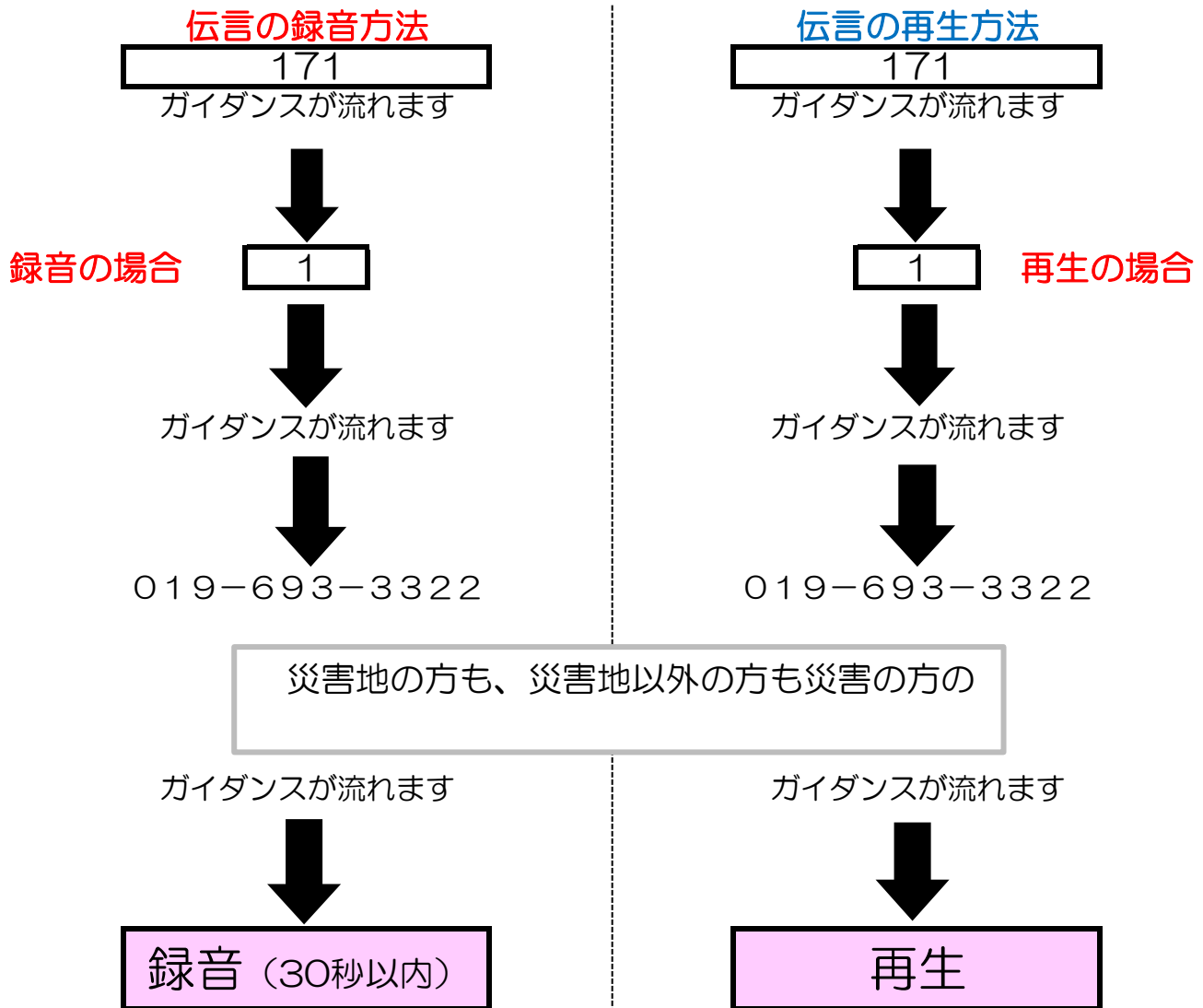
災害が発生した場合はすぐに迎えに来て下さい。保育園にすでに子ども達が保育園にいない場合は保育園指定の避難所（西山地区構造改善センター）へお迎えをお願いします。

＜緊急時の連絡について＞

保育園に連絡がつかない時は、災害伝言ダイヤルにて状況の確認または伝言を残してください。

171 → **019-693-3322**

※災害伝言ダイヤルの録音と再生方法は、**171** を押し、ガイダンスに従って操作を行ってください。



6. 保育園の携帯電話・緊急メールについて

災害が発生した場合は、保育園の様子や状況を緊急メールにて一斉送信いたします。

*ご家庭で緊急時に連絡がつきやすい方、1名の登録とさせていただきます。

①西山保育園メールアドレス

nishiyamahoikuen@ezweb.ne.jp

②電話番号

080-6033-6635

*災害時緊急用ですので、普段の欠席連絡は保育園の固定電話へご連絡ください。

7. 次の諸事情が生じた時は届出が必要となります。

①保護者の住所・氏名・勤務先及び勤務時間が変わった場合

(求職中で保育園に入園できる期間は2か月間です。仕事が見つからない場合は退園となります。)

②退園するとき

③都合で休園するとき(月の途中からは休園扱いにはなりません)

* 休園は休園希望の月初めから2ヶ月間までです。

* 休園する前の月に届出書を提出してください。